

# 処方・調剤・保険請求の

## Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて  
疑問に思ったこと、  
医師または患者さんに聞  
かれて困ったこと、医師に疑  
義照会して対応したがいまひとつ納  
得できないこと、ありませんか？ 皆さんの疑問  
に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せくだ  
さい。要項は41頁にあり  
ます。なお、回答は本誌に掲載  
することによってのみ行います。電話や  
ファクシミリによる回答はご容赦くだ  
さい。また、特殊なケースの質問は、採用されない  
こともありますのであらかじめご了承ください。

**Q** 一包化の指示がある処方せんに、服用時点の異なる2剤の内服薬のほか、服用時点が重複しない1剤3種類の内服薬が含まれていました(例1)。どちらも一包化薬の算定要件を満たしていると思いますが、このような場合には、どのように一包化薬を算定すべきですか。また、服用時点の異なる2剤の内服薬のうち、1剤が3種類であった場合はどのように考えればよいのでしょうか(例2)。(匿名希望)

<例1>  
(処方1) A錠, Bカプセル 1日3回毎食後 14日分  
(処方2) C散 1日1回朝食後 14日分  
(処方3) D錠, E散, F散 1日1回就寝前 14日分  
※3種類以上

<例2>  
(処方1) A錠 1日3回毎食後 14日分  
(処方2) B錠, C散, D散 1日1回夕食後 14日分

**A** 一包化薬を算定するに当たり、1枚の処方せんの中に、[A]服用時点の異なる2剤以上の内服用固形剤の組み合わせと、[B]1剤で3種類以上の内服用固形剤が混在していた場合には、どちらの部分を一包化薬として算定しても構いませんが(ただし、いずれか1つのみに適用)、どの部分に一包化薬を適用したとしても、結果的に大幅な点数差が生じないようにしなければなりません。

そのため、[B]の部分(1剤で3種類以上)を一包化

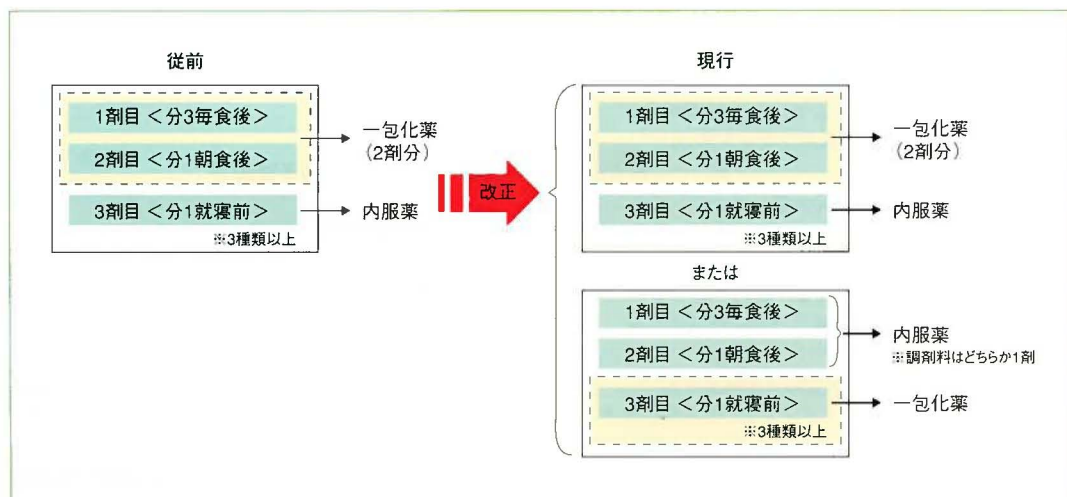


図1 服用時点の異なる剤の組み合わせが「2剤」の場合



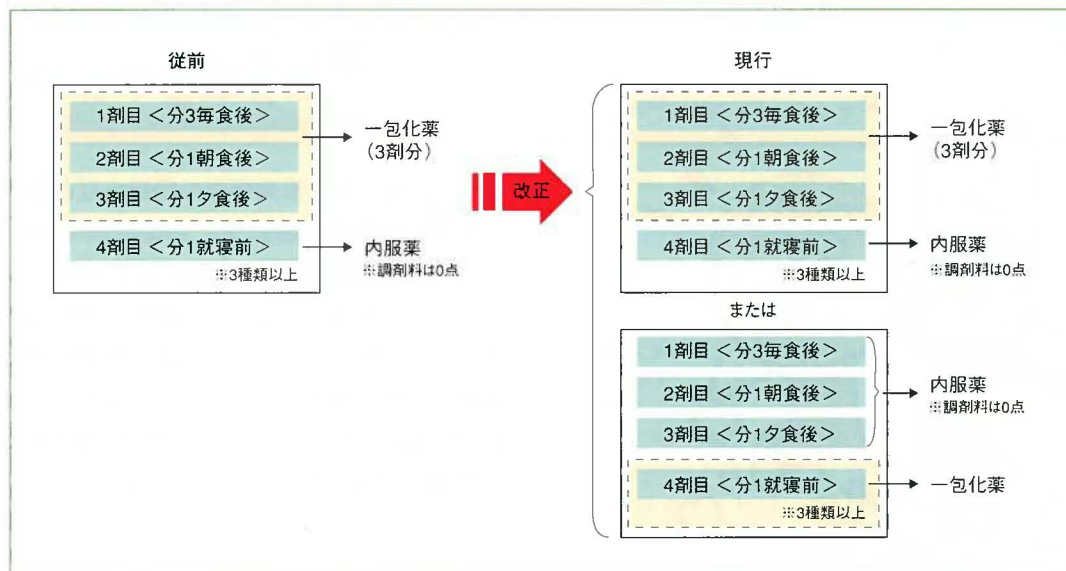


図2 服用時点の異なる剤の組み合わせが「3剤」の場合

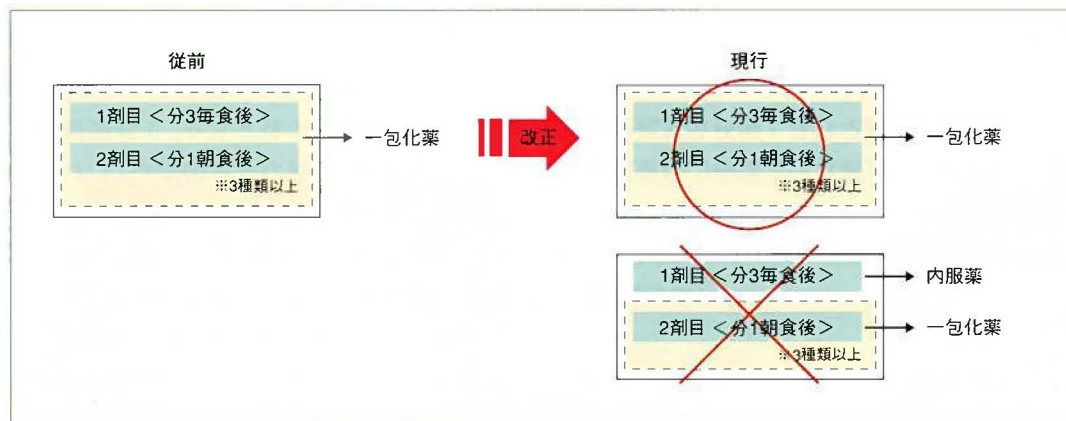
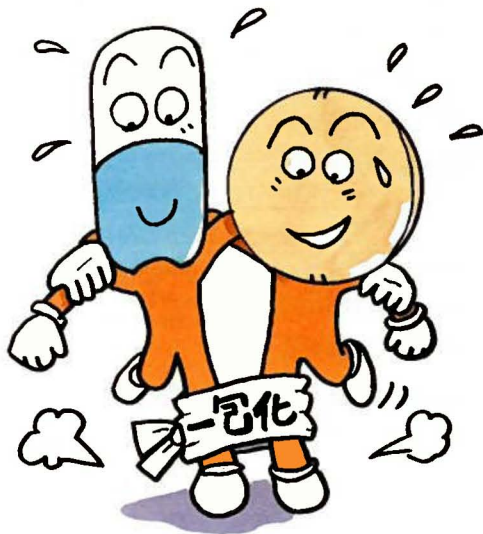


図3 服用時点の異なる剤の組み合わせに、1剤3種類以上の剤がある場合

薬として算定したとしても、その一包化薬に含まれている剤数は、[A]の部分(服用時点の異なる2剤以上)に含まれている内服薬の剤数と同等とみなして考えることとされています。したがって、仮に[A]の組み合わせが2剤で構成されていた場合には、[A]または[B]のいずれを一包化薬として算定したとしても、別途、内服薬を1剤算定することは可能です(図1)、[A]の組み合わせが3剤以上で構成されていた場合には、[A]または[B]のいずれを一包化薬としても、別途、内服薬を算定することはできません(図2)。

ただし、服用時点の異なる2剤の内服用固形剤のうち、1剤が3種類以上であった場合については、そもそも、服用時点の異なる2剤の内服用固形剤で一包化薬の要件を満たしていることとなりますので、1剤で3種類以上の部分を一包化薬として算定することはできません(図3)。

**Q** 一包化の指示がある処方せんにおいて、服用時点の異なる2剤の内服薬と1剤で3種類の内服薬がどちらも含まれていたため、一方は一包化薬



として算定し、他方は内服薬として1剤分を算定しました。この際、内服薬として算定した部分に自家製剤加算や計量混合調剤加算に該当する製剤行為があった場合には、それら加算を算定しても構いませんか。

(匿名希望)

**A** 差し支えありません。  
一包化薬の算定要件を満たしている部分であっても、一包化薬としてではなく、内服薬を適用し

た部分(剤)については、自家製剤加算や計量混合調剤加算などの内服薬に係る加算を算定することが可能です。

**Q** 処方薬の長期保存の困難性などを理由とする分割調剤時には、長期投薬に係る処方せん(1回の投与期間が14日分超の処方せん)である場合に限り5点を算定できますが、後発医薬品の試用を目的とした分割調剤についても、長期投薬の処方せんである場合に限られるのでしょうか。また、1分割調剤当たりの投与日数については、何か制限があるのでしょうか(何日分以内でなければならない、など)。

(匿名希望)

**A** 後発医薬品の試用を目的とした分割調剤については、処方せんの投与日数には何ら関係ありません。

処方薬の長期保存の困難性などを理由とする分割調剤の算定(調剤基本料として、1分割調剤につき5点)は、長期投薬(1回の投与期間が14日分超)に係る処方せんである場合に限りませんが、後発医薬品の試用を目的とした分割調剤については、長期投薬であるか否かに関係なく実施することが可能です。

また、1分割調剤当たりの投与日数についても、特に規定はありません。処方内容や投与期間などを十分踏まえたうえで、患者とよく相談し、患者の不安を取り除くことができるよう適切に対応してください。

#### お詫びと訂正

本誌2008年5月号「処方・調剤・保険請求のQ&A」の記事中に欠落した部分がありました。お詫びして以下のように訂正します。

・48頁 表4の4列目、下から3段目に「○」印を入れます